

保護者のみなさまへ

大阪市立喜連中学校
校長 三好 充
事務担当: 音野(オノ)

令和7年度就学援助の申請はおすすめですか？

平素は、本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、必要な援助を行う「就学援助制度」があり、約4人に1人の子どもがこの制度を利用しています。援助を希望される方は、1月下旬にお配りしています「令和7年度(2025年度) 就学援助制度のお知らせ」のパンフレットをお読みいただき、申請書類の提出をお願いします。

なお、昨年度(令和6年度)認定を受けられている方も、申請理由にあてはまる場合は毎年申請が必要ですので、申請を忘れないようにしてください。

記

制度の詳細(大阪市HP)



1 主な申請理由

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 市民税が非課税の方
- (3) 国民年金保険料を減免された方
- (4) 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方
- (5) 生活保護を受けている方 (3年生は修学旅行費の支給がありますので、必ず申請してください)
- (6) 経済的に困っており、所得基準額以下の方

2 提出書類

- (1) 「令和7年度(2025年度) 就学援助申請書兼世帯状況票」
- (2) 申請に必要な証明書類

3 提出期限

令和7年6月30日(月)まで

※ 期限を過ぎた場合は、4月1日にさかのぼって認定を受けることができず、費用の一部が支給されません。

4 提出先及び提出方法

- (1) 申請書類は、生徒が在学する中学校まで提出してください。
※ 喜連中学校へ送付の場合の住所
〒547-0026 大阪市平野区喜連西6-2-11 喜連中学校 事務室あて
- (2) 喜連中学校区内、摂陽中学校区内または瓜破西中学校区内の小学校(喜連小学校、喜連東小学校、喜連北小学校、平野南小学校、喜連西小学校、瓜破北小学校、瓜破西小学校)にちょうどいが在学する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出(2校分の書類が必要となります)することができます。
- (3) 申請書類にはたいへん重要な情報が記載されています。必ず、保護者の方が持参もしくは学校へ送付いただくようお願いします。(郵送でご提出の場合、郵送料は保護者様でご負担ください。)

5 その他

- (1) すでに令和7年度分を申請された方は、再度の提出は不要です。
- (2) 申請手続きについて、何かご不明な点がありましたら本校の就学援助担当(電話:06-6704-0003)までお問合せください。